

○総務省告示第二百三十九号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二条第三項の規定に基づき、有線テレビジョン放送業に係る経営力向上に関する指針（平成二十八年総務省告示第四百十七号）の一部を次のように改正し、同条第五項の規定に基づき、公表する。

平成三十年七月六日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

政 出 後	政 出 後
<p>第1 現状認識</p> <p>1 全体の傾向</p> <p>有線テレビジョン放送業は、放送法（昭和25年法律第132号）第126条第1項の登録を受けて自主放送を行う事業者数が508者（平成28年度末）、営業収益が5,031億円（平成28年度）、従業者数が9,140人（平成28年度末。平成29年情報通信業基本調査の回答企業189者の合計）、加入世帯数が2,980万世帯（平成28年度末）という市場規模であり、我が国の過半数以上の世帯に広く普及する国民生活の重要な情報通信基盤である。また、市町村の区域等を業務区域とするため、地域における情報発信、経済活性化や雇用創出、災害時の被災情報や避難情報等の伝達に重要な役割を果たす地域密着メディアである。</p> <p>映像配信サービスについては、技術の進展等に伴い、通信回線を利用したIPTVが提供され、平成27年には、世界最大の米国企業が日本市場に参入しネット配信サービスを開始するなど、厳しい競争環境にある中で、近年、有線テレビジョン放送の加入世帯数の増加は鈍化傾向にあり、営業収益も、平成22年度の5,437億円をピークに低下傾向に転じている。</p> <p>映像配信サービス市場では、今後、超高精細技術を活かした4K・8Kの番組・コンテンツが競争上重要となり、「日本再興戦略2016」（平成28年6月閣議決定）においては、4K・8Kは、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成32年に全国の世帯の約50%で実視聴されるとの数値目標を掲げて短期・集中的に取り組むべき政策に位置付けられている。</p> <p>この目標の実現には、全国の世帯の過半数以上が視聴する有線テレビジョン放送が果たす役割は大きく、また、4K・8Kは、より高度な放送サービスや、放送と通信の本格的な連携サービスの提供、医療・介護、教育等の幅広い分野における社会的課題の解決を可能とするものであり、経済波及効果も約36兆円（平成25年～平成32年の累計）と見込まれることに鑑みると、有線テレビジョン放送業を営む者（以下「有線テレビジョン放送事業者」という。）の経営力向上の観点から、有線テレビジョン放送ネットワークで4K・8Kが視聴できる環境を整備することが必要である。この際、事業者間で共通化が可能な業務をプラットフォームに集約する取組も併せ行うことにより、より視聴者にとって分かりやすく、魅力的なサービスを、効果的かつ効率的に提供していくことが必要である。</p> <p>また、ブロードバンド化により、通信回線でも映像配信サービスが提供される中で、有線テレビジョン放送事業者は、従来の映像配信サービスに加え、ブロードバンドサービスなどの通信サービスをセットで提供することが電気通信事業者との競争上必要となっている。通信業を含めた収益全体は増加傾向（平成22年度：9,088億円、平成28年度：1兆3,538億円）にあり、通信業は、平成28年度の収益全体に占める割合が約63%に達しているところ、ブロードバンド市場では、コンテンツの大容量化に伴い、通信速度の高速化を図ることが競争上重要となっているため、新たに4K・8K番組用の伝送容量を確保しつつ、ブロードバンドサービスの高速化を図っていくことが経営力向上を図るために必要となる。</p> <p>さらに、災害時の情報伝達といった公共的役割を含め、安定的・継続的なサービス提供を行うことが経営力の基盤であり、「国土強靱化基本計画」（平成26年6月閣議決定）でも、同趣旨から有線テレビジョン放送を含めて災害対策等を推進する旨が定められており、老朽化した幹線の更新や伝送路の二重化などネットワークの強靱化を行うことが必要である。</p> <p>2 業態の特徴</p> <p>有線テレビジョン放送は、そのサービスの提供上、業務区域内における各加入者宅まで光ファイバや同軸ケーブルなどの有線電気通信設備を敷設することが必要な装置産業（平成28</p>	<p>第1 現状認識</p> <p>1 全体の傾向</p> <p>有線テレビジョン放送業は、放送法（昭和25年法律第132号）第126条第1項の登録を受けて自主放送を行う事業者数が510者（平成27年度末）、営業収益が5,003億円（平成27年度）、従業者数が9,734人（平成26年度末。平成27年情報通信業基本調査の回答企業185者の合計）、加入世帯数が2,948万世帯（平成27年度末）という市場規模であり、我が国の過半数以上の世帯に広く普及する国民生活の重要な情報通信基盤である。また、市町村の区域等を業務区域とするため、地域における情報発信、経済活性化や雇用創出、災害時の被災情報や避難情報等の伝達に重要な役割を果たす地域密着メディアである。</p> <p>映像配信サービスについては、技術の進展等に伴い、通信回線を利用したIPTVが提供され、平成27年には、世界最大の米国企業が日本市場に参入しネット配信サービスを開始するなど、厳しい競争環境にある中で、近年、有線テレビジョン放送の加入世帯数の増加は鈍化傾向にあり、営業収益も、平成22年度の5,437億円をピークに低下傾向に転じている。</p> <p>映像配信サービス市場では、今後、超高精細技術を活かした4K・8Kの番組・コンテンツが競争上重要となり、「日本再興戦略2016」（平成28年6月閣議決定）においては、4K・8Kは、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成32年に全国の世帯の約50%で実視聴されるとの数値目標を掲げて短期・集中的に取り組むべき政策に位置付けられている。</p> <p>この目標の実現には、全国の世帯の過半数以上が視聴する有線テレビジョン放送が果たす役割は大きく、また、4K・8Kは、より高度な放送サービスや、放送と通信の本格的な連携サービスの提供、医療・介護、教育等の幅広い分野における社会的課題の解決を可能とするものであり、経済波及効果も約36兆円（平成25年～平成32年の累計）と見込まれることに鑑みると、有線テレビジョン放送業を営む者（以下「有線テレビジョン放送事業者」という。）の経営力向上の観点から、有線テレビジョン放送ネットワークで4K・8Kが視聴できる環境を整備することが必要である。この際、事業者間で共通化が可能な業務をプラットフォームに集約する取組も併せ行うことにより、より視聴者にとって分かりやすく、魅力的なサービスを、効果的かつ効率的に提供していくことが必要である。</p> <p>また、ブロードバンド化により、通信回線でも映像配信サービスが提供される中で、有線テレビジョン放送事業者は、従来の映像配信サービスに加え、ブロードバンドサービスなどの通信サービスをセットで提供することが電気通信事業者との競争上必要となっている。通信業を含めた収益全体は増加傾向（平成22年度：9,088億円、平成27年度：1兆2,853億円）にあり、通信業は、平成27年度の収益全体に占める割合が約60%に達しているところ、ブロードバンド市場では、コンテンツの大容量化に伴い、通信速度の高速化を図ることが競争上重要となっているため、新たに4K・8K番組用の伝送容量を確保しつつ、ブロードバンドサービスの高速化を図っていくことが経営力向上を図るために必要となる。</p> <p>さらに、災害時の情報伝達といった公共的役割を含め、安定的・継続的なサービス提供を行うことが経営力の基盤であり、「国土強靱化基本計画」（平成26年6月閣議決定）でも、同趣旨から有線テレビジョン放送を含めて災害対策等を推進する旨が定められており、老朽化した幹線の更新や伝送路の二重化などネットワークの強靱化を行うことが必要である。</p> <p>2 業態の特徴</p> <p>有線テレビジョン放送は、そのサービスの提供上、業務区域内における各加入者宅まで光ファイバや同軸ケーブルなどの有線電気通信設備を敷設することが必要な装置産業（平成27</p>

年度末の幹線路の合計距離は約38万km) であり、労働力よりも資本設備により多く依存する資本集約型産業である。

また、情報通信分野は技術革新が著しいため、経営力向上の観点からは、技術の進展に応じて不断に設備投資を行いネットワークの高度化・効率化等を図ることにより、サービスの多様化・高度化等を行うとともに、これらを適時適切に行うための最新の技術に対応した専門知識を有する人材を確保・育成すること等が必要となる。

有線テレビジョン放送事業者の経営規模を見ると、資本金5,000万円以下の事業者が約20%とその割合は高くはないが、従業者数では、100人以下の事業者が約80%と高く、多額の投資負担が困難な中小企業者等（中小企業等経営強化法第2条に規定する中小企業者等をいう。以下同じ。）の割合が高いところ、4K・8K対応、ブロードバンドサービスの高速化、ネットワークの強靱化など、技術の急速な進展等に応じた設備投資等を速やかに行うことが必要となっている。

第2 経営力向上の内容に関する事項

[1 略]

2 具体的事項

現に有する経営資源又は事業承継等により他の有線テレビジョン放送事業者等から取得した又は提供された経営資源に関し、有線テレビジョン放送業においては、経営力向上に向けて、一のイからトまでに掲げる事項を、二の表の左欄に掲げる有線テレビジョン放送事業者の規模に応じ、同表右欄に掲げるところにより、実施するものとする。

一 経営力向上の内容

[イ～ホ 略]

へ 営業活動に関する事項

〔1〕 略

〔2〕 他の有線テレビジョン放送事業者等との連携等強化

他の有線テレビジョン放送事業者等との連携又は他の有線テレビジョン放送事業者等からの事業承継等により提供サービスの拡充を図る。また、他の有線テレビジョン放送事業者等との連携等又は他の有線テレビジョン放送事業者等からの事業承継等により新たなサービスを提供する。例えば、自社が有するノウハウや技術等の経営資源と有線テレビジョン放送業以外の事業を行う者の経営資源とを組み合わせることにより、新たな営業機会を創出するといったことが考えられる。

〔3〕 略

〔4〕 経営資源の組合せ

サービスの提供の方法を効率化するため、現に有する経営資源及び他の有線テレビジョン放送事業者等から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせることで一体的に活用する。

[ト 略]

二 規模別の整理

イ 現に有する経営資源を利用する場合

届出をした有線テレビジョン放送事業者	一イ(1)から(3)まで、ロ(1)若しくは(2)、ハ(1)若しくは(2)、ニ又はホに掲げる事項のうち1項目以上 一へ(1)から(3)まで又はト(1)から(3)までに掲げる事項のうち1項目以上 合計2項目以上
登録を受けた	一イ(1)から(3)まで、ロ(1)若しくは(2)、ハ(1)若しくは(2)、ニ又はホに掲

年度末の幹線路の合計距離は約38万km) であり、労働力よりも資本設備により多く依存する資本集約型産業である。

また、情報通信分野は技術革新が著しいため、経営力向上の観点からは、技術の進展に応じて不断に設備投資を行いネットワークの高度化・効率化等を図ることにより、サービスの多様化・高度化等を行うとともに、これらを適時適切に行うための最新の技術に対応した専門知識を有する人材を確保・育成すること等が必要となる。

有線テレビジョン放送事業者の経営規模を見ると、資本金5,000万円以下の事業者が約20%とその割合は高くはないが、従業者数では、100人以下の事業者が約80%と高く、多額の投資負担が困難な中小企業者等（中小企業等経営強化法第2条に規定する中小企業者等をいう。以下同じ。）の割合が高いところ、4K・8K対応、ブロードバンドサービスの高速化、ネットワークの強靱化など、技術の急速な進展等に応じた設備投資等を速やかに行うことが必要となっている。

第2 経営力向上の内容に関する事項

[1 同左]

2 具体的事項

有線テレビジョン放送業においては、経営力向上に向けて、一のイからトまでに掲げる事項を、二の表の左欄に掲げる事業者の規模に応じ、同表右欄に掲げるところにより、実施するものとする。

一 経営力向上の内容

[イ～ホ 同左]

へ 営業活動に関する事項

〔1〕 同左

〔2〕 他の事業者との連携による機会の増大

自社が有するノウハウや技術等の経営資源と、有線テレビジョン放送業以外の業を行う者の経営資源とを組み合わせることにより、新たな営業機会を創出する。

〔3〕 同左

[新設]

[ト 同左]

二 規模別の整理

届出をした有線テレビジョン放送事業者	一イ(1)から(3)まで、ロ(1)若しくは(2)、ハ(1)若しくは(2)又はニ若しくはホに掲げる事項のうち1項目以上 一へ(1)から(3)まで又はト(1)から(3)までに掲げる事項のうち1項目以上 合計2項目以上
登録を受けた	一イ(1)から(3)まで、ロ(1)若しくは(2)、ハ(1)若しくは(2)又はニ若しくはホ

有線テレビジョン放送事業者	掲げる事項のうち1項目以上 一へ(1)から(3)まで又はト(1)から(3)までに掲げる事項のうち1項目以上 合計3項目以上
---------------	---

ロ 事業承継等により他の有線テレビジョン放送事業者等から取得した又は提供された経営資源を利用する場合

届出をした有線テレビジョン放送事業者	一イ(1)から(3)まで、ロ(1)若しくは(2)、ハ(1)若しくは(2)、ニ又はホに掲げる事項のうち1項目以上 一へ(1)から(4)まで又はト(1)から(3)までに掲げる事項のうち1項目以上 合計2項目以上
--------------------	---

登録を受けた有線テレビジョン放送事業者	一イ(1)から(3)まで、ロ(1)若しくは(2)、ハ(1)若しくは(2)、ニ又はホに掲げる事項のうち1項目以上 一へ(1)から(4)まで又はト(1)から(3)までに掲げる事項のうち1項目以上 合計3項目以上
---------------------	---

第3 経営力向上の実施方法に関する事項

[1 略]

2 指標等

計画策定に当たり、有線テレビジョン放送事業者が目標とすべき指標等は、次の一又は二に掲げる区分に応じてそれぞれ一又は二に定めるものとする。

一 現に有する経営資源を利用する場合

次に掲げるいずれかの指標とする。

イ 労働生産性

労働生産性^(註)について、5年間の計画の場合、計画期間である5年後までの目標伸び率が2%以上のものを求める。計画期間が3年間の場合は1%以上の目標を、4年間の場合は1.5%以上の目標を求める。

^(註) 労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものとする。

ロ 有線テレビジョン放送ネットワークの光回線化増加率

光ファイバの幹線路距離、F T T H方式の引込端子数又は加入世帯数について、5年間の計画の場合、計画期間である5年後までの目標伸び率が5%以上のものを求める。計画期間が3年間の場合は2%以上の目標を、4年間の場合は3.5%以上の目標を求める。

二 事業承継等により他の有線テレビジョン放送事業者等から取得した又は提供された経営資源を利用する場合

イ 事業承継の促進

当該制度は中小企業者等の事業承継を促進するものであるから、中小企業者等が事業承継等（中小企業等経営強化法第2条第10項第9号に掲げるものを除く。）を行う場合にあっては、事業の継続が困難である他の有線テレビジョン放送事業者等の事業を承継するものうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とする。

ロ 指標

次に掲げるいずれかの指標とする。

(1) 労働生産性

労働生産性^(註)について、5年間の計画の場合、計画期間である5年後までの目標

有線テレビジョン放送事業者	に掲げる事項のうち1項目以上 一へ(1)から(3)まで又はト(1)から(3)までに掲げる事項のうち1項目以上 合計3項目以上
---------------	--

第3 経営力向上の実施方法に関する事項

[1 同左]

2 経営指標

計画策定に当たり、有線テレビジョン放送事業者が目標とすべき指標は、次のいずれかのとおりである。

一 労働生産性

労働生産性について、5年間の計画の場合、計画期間である5年後までの目標伸び率が2%以上のものを求める。計画期間が3年間の場合は1%以上の目標を、4年間の場合は1.5%以上の目標を求める。

^(註) 労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものとする。

二 有線テレビジョン放送ネットワークの光回線化増加率

光ファイバの幹線路距離、F T T H方式の引込端子数又は加入世帯数について、5年間の計画の場合、計画期間である5年後までの目標伸び率が5%以上のものを求める。計画期間が3年間の場合は2%以上の目標を、4年間の場合は3.5%以上の目標を求める。

伸び率が2%以上のものを求める。計画期間が3年間の場合は1%以上の目標を、4年間の場合は1.5%以上の目標を求める。

(注) 労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものである。

- (2) 有線テレビジョン放送ネットワークの光回線化増加率
光ファイバの幹線路距離、FTTH方式の引込端子数又は加入世帯数について、5年間の計画の場合、計画期間である5年後までの目標伸び率が5%以上のものを求める。計画期間が3年間の場合は2%以上の目標を、4年間の場合は3.5%以上の目標を求める。

第4 経営力向上の促進に当たって国が配慮すべき事項

1 雇用への配慮

国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。組織再編行為が従業員等に与える影響が大きいことに鑑み、事業承継等を行う場合にあっては、特に配慮するものとする。

2 地域経済の健全な発展

国は、地域経済の健全な発展に配慮するため、地域経済の維持・強化に資する事業承継等に係る取組を促進するものとする。

3～7 [略]

第4 経営力向上の促進に当たって国が配慮すべき事項

1 雇用への配慮

国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

[新設]

2～6 [同左]

備考 表中の [] の記載及び表裏規定の「同一業をわけて標記部分を除く全体にわたる」と業は注記される。

附 則

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。